

障発0331第23号  
平成27年3月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について

標記の平成24年3月30日付け障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

○ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	改正前
<p>障発0330第23号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第15号 平成25年3月29日 <u>一部改正 障発0331第23号</u> <u>平成27年3月31日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び 運営に関する基準について</p>	<p>障発0330第23号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第15号 平成25年3月29日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び 運営に関する基準について</p>

改正後	改正前
<p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条の 31 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号をもって公布され、平成 24 年 4 月 1 日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 （略）</p> <p>第二 指定障害児相談支援に関する基準</p> <p>1 （略）</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>(11)①～⑧ （略）</p> <p>⑨ 障害児支援利用計画案の作成（第二項第七号）</p> <p style="padding-left: 2em;">相談支援専門員は、障害児支援利用計画が障害児の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、障害児支援利用計画案を作成しなければならない。したがっ</p>	<p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条の 31 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号をもって公布され、平成 24 年 4 月 1 日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 （略）</p> <p>第二 指定障害児相談支援に関する基準</p> <p>1 （略）</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>(11)①～⑧ （略）</p> <p>⑨ 障害児支援利用計画案の作成（第二項第七号）</p> <p style="padding-left: 2em;">相談支援専門員は、障害児支援利用計画が障害児の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、障害児支援利用計画案を作成しなければならない。したがっ</p>

改正後	改正前
<p>て、障害児支援利用計画案は、障害児及びその家族の希望並びに障害児について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。</p> <p>なお、当該障害児支援利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、<u>モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう障害児の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。</u>その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施により障害児支援利用計画及び指定通所支援の評価を行い得るようにすることが重要である。</p> <p>⑩～⑱ (略)</p> <p>(12)～(25) (略)</p>	<p>て、障害児支援利用計画案は、障害児及びその家族の希望並びに障害児について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。</p> <p>なお、当該障害児支援利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に<u>盛り込み</u>、当該達成時期にはモニタリングの実施により障害児支援利用計画及び指定通所支援の評価を行い得るようにすることが重要である。</p> <p>⑩～⑱ (略)</p> <p>(12)～(25) (略)</p>